

第10回入善町農業委員会議事録

平成30年5月2日午後1時00分から第10回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎
11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美	15番 愛場 義豊
16番 田中 吉春	17番 酒井 良博	18番 長原 均	

欠席委員 3名

5番 島瀬 康一	8番 松原 二美榮	14番 山崎 林太郎
----------	-----------	------------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第36号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第38号 農用地利用配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。天気も良く、気候も安定してきました。いよいよ農作業が始まりますが、とにかく安全には気を付けて取り組むようお願いいたします。

それでは、本日もよろしくようお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第10回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番中島委員と4番高澤委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、申請番号2番は、長原委員が当事者となりますので、本来ならまとめて審議を行いますが、今回は分けて説明をお願いいたします。申請番号1番の審議終了後、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、長原委員の退席願います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請がありますが、まずは申請番号1番から説明いたします。

申請番号1番、農地の所在地は東狐〇〇番〇〇、東狐〇〇番の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は合計5,857㎡です。

譲渡人は公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は入善町板屋〇〇番地の〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買入れ・売り渡しについても、特例事業として行っており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特例控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇が農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は事務所から約2.5kmであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、146,105㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。
よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

申請番号1番ですが、所有者に売買の気持ちがあったため、元々の耕作者ではありませんが、県の農林水産公社を通して、〇〇が購入しました。また、耕作者の合意もあることから、問題ないと判断し、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

譲受人は水稻も行っているのですか。

事務局

水稻も行っています。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、申請番号2番の説明を行うまえに、長原委員の退席願います。

（長原委員退席）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2番、農地の所在地は今江〇〇番で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は214㎡です。

譲渡人は入善町今江〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町今江〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人は高齢であり、後継者もいないため、仲間田を耕作している〇〇さんに譲り渡すこととなったことから、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は徒歩で3分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当

該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、216,316㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、酒井委員にいただいております。

よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

酒井委員

申請番号2番は、事務局から説明の通りでありまして、現地の確認も行った結果、問題ないと判断し、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

（長原委員入場）

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第36号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2 件の申請があります。

申請番号 1 番。申請地は入善町上野〇〇番外 1 筆の計 2 筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は 499 m²です。

譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、貸渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転及び使用貸借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、現在町内のアパートにて家族 3 人で生活しています。子供の成長につれてアパートが手狭になったことと、将来的に親の面倒を見る必要があることから、申請地 2 筆のうち、1 筆は小林さんから譲り受け、もう 1 筆は祖父から借り受けて、実家の近くに自己の住宅を建設する計画をたて今回の申請となりました。

申請地は、面積 499 m²と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭、家庭菜園等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成 30 年 1 月 25 日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 2 番。申請地は入善町東狐〇〇番〇〇の計 1 筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は 499 m²です。

譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町東狐〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、現在町内の賃貸住宅にて家族 4 人で生活しています。子供の成長につれて手狭になり、夫婦共働きであるため実家の両親に子供の面倒を見てもらいたいこと、また将来的に親の面倒を見る必要があることから、申請地を父から借り受けて、実家の近くに自己の住宅を建設する計画をたて今回の申請となりました。

申請地は、499 m²と、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫、庭等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成 30 年 1 月 25 日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号1番は、事務局から説明の通りでありまして、現地の確認も行った結果、問題ないと判断し、確認印を押しました。

塚田委員

申請番号2番は、残地の部分は畑にする予定であり、実家にも隣接していることから問題ないと判断しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

使用貸借権にする場合とその利点を教えてください。

事務局

使用貸借権はおもに親族間でよく行われています。また、税務上の課税問題は生じないということで、借主は無償で土地を利用できるということが利点として挙げられます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第36号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第37号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第37号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成30年5月2日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は、23件の申請となり、うち18件は農地中間管理事業に関する申請ですので、次の議案第38号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用

土地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。今回は、件数が多いため、別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区 1件、7筆、4,668㎡

上原地区 1件、1筆、2,797㎡

青木地区はありません。

飯野地区 2件、2筆、553㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区 1件、1筆、16㎡

栲山地区 1件、1筆、1,100㎡

横山地区はありません。

舟見地区 3件、5筆、8,205㎡

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、9件、17筆、17,339㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 1件、1筆、2,177㎡

上原地区 1件、1筆、390㎡

青木地区はありません。

飯野地区 3件、3筆、2,900㎡

小摺戸地区 1件、1筆、1,042㎡

新屋地区 6件、13筆、14,718㎡

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区 2件、3筆、7,332㎡

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、14件、22筆、28,559㎡です。

新規、再設定合わせて、23件、39筆、45,898㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は

全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、採決を行います。

議案第37号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第38号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定すること、及び農地中間管理機構へ提出することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

先月配布しておりました農地利用最適化活動日誌ですが、活動された場合は事務局まで提出をお願いします。また、農業経営者との座談会という冊子がお手元にあると思いますが、その中にアグリたきもとさんが特集されていますので、ご一読いただけますようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第10回入善町農業委員会を閉会します。

次回は、6月4日月曜日、午後1時00分から行います。

(閉会 午後1時28分)